

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和5年1月10日に実施した財政局の財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年4月27日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

令和4年8月4日から令和5年1月10日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和5年4月21日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p data-bbox="225 696 799 1249">ア 税制・債権対策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、市税催告書等印刷及び印字封入封緘業務委託のうち印字業務及び封入封緘業務(以下「印字封緘業務」という。)について、支払の積算根拠となっている請求内訳書及び納品書(以下「請求内訳書等」という。)に記載された数量が、実際に業務を行った数量と異なっている事例が見られた。</p> <p data-bbox="225 1272 799 1877">11月分については、受注者からの請求が印字枚数(20,279件)に基づくべきところ、封入封緘後の封筒数(20,216通)により行われたために、請求金額に63件分の不足が生じていたものである。このことについて、市の担当者が請求書の再提出を指示したが、受注者側の申出を受け、協議の記録等も残さずそのまま支払を行ったとのことであり、本来支払うべき金額より過少な支払となっている。</p> <p data-bbox="225 1899 799 1989">2月分については、本来9,855件で請求されるべきところ、請求内訳</p>	<p data-bbox="831 696 1380 898">令和4年8月4日から令和5年1月10日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p data-bbox="831 987 1380 1480">本事案につきましては、受注者の求めに応じて、また、市税と国民健康保険税の徴収一元化の作業を進めることを優先して、担当者が安易な手段を選び、本来すべき事務処理を怠ったこと、更に、課長や班長の管理監督が十分でなく、支払事務の際のチェックができていなかったことによって不適正な事務処理を行ってしまいました。</p> <p data-bbox="831 1503 1380 1816">この不適正な事務処理について、受注者からも聞き取りを実施し、協議の上、11月分の不足分の支払につきましては、受注者が改めて市に請求書を提出し、この請求に基づき支払を完了しました。</p> <p data-bbox="831 1839 1380 1989">2月分につきましては、契約書及び仕様書に記載のない事項である印字プログラム修正及び印字テストの業務に</p>

書等には13,200件と記載されていた。この差分3,345件は、令和4年度からの市税と国民健康保険税の徴収一元化に伴う事前調整の過程で新たに印字プログラム修正及び印字テストの業務が別途必要であることが判明し、その費用について担当者間の電子メールのやり取りを根拠に当該契約の中で支払を行うこととしたために生じたものである。具体的には、受注者から徴した見積書に基づく印字プログラム修正費50,000円(税抜)を印字封緘業務の税抜単価15.9円で除して換算した3,145件(端数切上げ)と、見積書等がない印字テストの実施件数200件を足したものとのものであった。その結果、印字プログラム修正費については、調整した数量に単価を乗じて計算したことにより、見積書の金額と比較するとその分過大な支払となっている。

本事案は、契約業務の中で生じた疑義等に対し、組織としての検討や受注者との正式な協議を行わずに対応したもので、特に2月分については、当該契約の内容にない業務を行わせ、その対価について数量を調整した関係書類に基づき支払を行うなど、不適正な事務処理である。

公金の支払は、適正な支払根拠に基

係る支払額を受注者から返金してもらい、この業務に係る覚書を取り交わす手続きを執った上で、改めて適正な金額の支払を完了しました。

今後につきましては、再びこのような不適切な事案が発生しないよう、支払事務の際に、根拠資料の添付や合議者、承認者及び決裁者のチェックを徹底いたします。また、改めて今回の経緯等を所属内で共有し契約事務の重要性を指導するとともに、契約書に記載のない業務の必要が生じた際は、速やかに班長及び課長への報告・連絡・相談が行えるような風通しの良い職場環境の醸成に努めてまいります。

【税制・債権対策課】

づいて行わなければならない、契約書等に基づく支払額に正当な理由なく増減が生じることはあり得ない。また、契約書や仕様書に記載のない新たな事項について業務を行うのであれば、変更契約又は新規契約を取り交わすなどの適切な手続を執る必要がある。

今後、契約事務及び支払事務の執行に当たっては、その重要性を認識し、事務処理方法や確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。